

質 疑 応 答 書

事業名 令和 6 年度マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務

| 基本仕様書等の項目 | 質 問 | 回 答 |
|---|---|--|
| 3 事業概要 (1) 設置型出張申請サポート事業 ・広島市内の商業施設 | ・ R5 年度の各地区の実施箇所と実施回数をご教示ください。 | 令和 5 年度においては、商業施設（ショッピングモール等）を中心に、一部公民館等で開催しました。 過去の個別の実績については、企画提案に関わる内容となりますので、情報の提供はできません。 |
| ・ 実施時間 | ・ 原則 10 時～17 時とありますが、それ以外の時間帯での提案は可能でしょうか。 | 原則として、10 時～17 時の実施を想定していますが、より効果的だと思われる実施方法があれば、上記方法と異なる方法であっても、ご提案いただいて差し支えありません。 |
| (2) 訪問型出張申請受付事業 | ・ 本市職員が同行とありますが、本人確認の実施のために必要という理解でよろしいでしょうか。 ・ 訪問場所において使用料等が発生した場合は、受注者が負担すること。とあるが使用料の上限額はあるか。 | お見込みのとおりです。 使用料の上限額はありません。 |
| 5 業務内容 (5) 広報周知活動等 | ・ コールセンターを最低 1 回線用意とあるが事務局を設ける必要はあるでしょうか。 | 基本仕様書に記載している内容以外のコールセンターの運用方法については、指定しません。的確な業務遂行が可能な体制をご提案ください。 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>6 物品</p> <p>(6) マニュアル及びFAQの作成</p> <p>応募説明書 3 業務の内容等 (3) 委託料の上限額</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ R 5年度はマイナアシストを何台稼働しましたか。 ・ マニュアル作成において広島市の過去のマニュアルを参考に作成の必要があると考えるが過去の資料等は閲覧可能でしょうか。 ・ 申請サポートを行う際の広告費とは基本仕様書(5) 広報周知活動等に係る費用とみなしますか ・ 来場した市民に対する布品等に係る経費は市民ひとりに対して上限額はあるか。 | <p>1会場につき、1回の開催で2台稼働しています。</p> <p>提案いただく業務の実施方法等によりマニュアルの内容は変わるため、受注者において新たに作成いただき、発注者と協議した上で、発注者が承認したものを使用することを想定しています。</p> <p>このため、過去のマニュアルについては、参考として情報をご提供できません。</p> <p>基本仕様書(5) 広報周知活動等に係る費用は、公示及び応募説明書に記載している「出張申請サポートを行う際の広告費」に該当します。</p> <p>一人あたりの上限額は、1,500円を想定しています。</p> |
|--|---|--|

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。